

議案第 1 号

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の  
一部を改正する規則について

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改  
正する規則を別紙のとおり定める。

平成25年6月19日

沖縄県教育委員会

(別紙)

**沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」を「公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則案の概要の説明

部課名 教育支援課

## 1 件名

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

## 2 改正の趣旨

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第44条に基づく認定を受け、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団から、公益財団法人へ移行した旨の移行登記完了届出書の提出があり、それに伴い、当財団に関連する条例施行規則中の当財団の名称記載箇所を改正する必要がある。

## 3 改正の内容

第2条第2号中「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」を「公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」に改める。

## 4 改正の時期

公布の日から施行する。

## 5 根拠法令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 6 添付資料

## (1) 新旧対照表

新旧対照表

沖縄県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年教育委員会規則第1号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条</p> <p>2 条例第2条第4号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、<u>公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団</u>（昭和47年2月29日に財団法人沖縄県育英会という名称で設立された法人をいう。）の奨学金とする。</p> <p>附 則（平成25年 月 日教育委員会規則第 号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条</p> <p>2 条例第2条第4号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、<u>財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団</u>（昭和47年2月29日に財団法人沖縄県育英会という名称で設立された法人をいう。）の奨学金とする。</p>

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所にはアンダーラインを引くこと。